

埼玉県知的障害者相談員活動推進事業実施要綱

1 目 的

この事業は、知的障害者相談員の資質の向上と活動の促進を図り、もって知的障害者福祉の増進に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、埼玉県（以下「県」という。）とする。ただし、県は、事業を知的障害者福祉について専門的知識を持つ社会福祉法人等に委託することができるものとする。

3 受託団体等の業務

受託団体等は、知的障害者相談員の指導及び研修の企画推進にあたるものとする。

4 実施上の留意事項

(1) 受託団体等は、県と連絡を密にすると共に必要な指導を受けなければならない。

(2) 受託団体等は、この事業の実施状況を明らかにした関係書類を整備するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から適用する。